

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）を活用した皆様へ

1. 国の補助金は、国民から徴収された税金等の貴重な財源で賄われています。このため、他の補助金と同様、グループ補助金で復旧した施設・設備についても、各々の処分制限期間の間は原則として知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反する使用等（財産処分）が禁止されています。
2. その上で、処分制限期間の経過後は、自由に使用等ができます。
3. 処分制限期間内であっても、事前に知事の承認を受けて、補助金相当額を納付（※）すれば自由に使用等ができます。

（※）納付額については、必ずしも補助金相当額全額というわけではなく、財産処分の内容に応じて、それぞれ譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額となります。

4. 以下については、財産処分に該当しない場合や補助金相当額の納付を求めないことがありますので、手続きの有無を含め、下記問合せ先にご相談ください。

（１）財産処分に該当しない場合（手続き不要）

- ①取得価額が単価５０万円未満の機械、器具及びその他の財産（不動産等の従物を除く）を処分する場合
- ②業務時間外や休日等を利用して補助目的の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
- ③補助金で整備した施設に付帯設備の設置を行う場合
- ④補助目的を遂行するために必要な、機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

（２）補助金相当額の納付を求めないことがある場合（手続き必要）

- ①補助目的たる事業を第三者に譲渡し、継続してもらう場合
- ②災害又は火災により使用できなくなった場合の取壊し又は廃棄
- ③立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- ④公共工事等事業者の責めに帰することのできない事由により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑤老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑥社会経済情勢の変化等により復旧した施設・設備を維持する意義が乏しくなった場合の取壊し又は廃棄
- ⑦事業者の資金繰りの悪化等により、復旧した施設・設備を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し又は廃棄

（参考１）グループ補助金で復旧した施設・設備について制限がかかる行為

転用：所有者の変更を伴わない目的外使用

譲渡：所有者の変更（有償・無償を問わず）

交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換

貸付：所有者の変更を伴わない使用者の変更（有償・無償を問わず）

担保に供する処分：抵当権その他担保権の設定

取壊し：施設の使用を止め、取り壊すこと

廃棄：設備の使用を止め、廃棄処分すること

（参考２）主な施設・設備の処分制限期間

○施設（主なもの）

- ・鉄筋コンクリート造：事務所５０年、店舗３９年、工場３１年 等
- ・金属造（骨格材４mm超）：事務所３８年、店舗３４年、工場・倉庫２６年 等
- ・木造：事務所２４年、店舗２２年 等

○設備（主なもの）

- ・食料品製造業用設備１０年、金属製品製造業用設備１０年、道路貨物運送業用設備１２年 等

○車両及び運搬具（主なもの）

- ・貨物自動車（ダンプ除く）５年、ダンプ４年、フォークリフト４年 等